

福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」策定後の環境保全に関する主な動き

生活環境部総務企画グループ

平成14年3月に、福島県環境基本計画「うつくしま環境プラン21」を策定して以来、本計画に基づき、本県独自の制度充実等を図り、また、京都議定書の発効やアスベスト問題の顕在化等の国際的・全国的な動きにも対応するなど、環境保全に関する施策を積極的に推進してきたところである。

以下に、本計画策定以降の環境保全に関する主な動きを示す。

福島県環境基本計画の施策体系（大分類）ごとの主な動き

1 自然と人との共生

事項	目的	内容
森林環境税の導入 平成18年4月より導入	水源かん養、県土の保全など森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、森林環境の保全や森林を県民で守り育てる意識の醸成に関する施策を実施するための財源を確保する。	県民税均等割に加算して納税。税率は個人が年額千円、法人は資本金額により8万円～2千円。税の用途として森林環境保全、森林資源の利用促進、県民参画の推進、森林文化の復興、市町村の森林づくりの推進など。森林環境基金により運用。
うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21の策定 平成15年1月策定 (計画期間：～平成22年度)	「森林（もり）との共生」の理念に基づく循環型社会の実現を展望した、21世紀半ばにおける望ましい森林・林業・木材産業の姿を示し、その具現化に向けて概ね10カ年の基本目標と施策の方向を示した計画。森林・林業・木材産業の振興を図る基本的指針である。	「21世紀の豊かな森林、活力ある林業・木材産業づくり」を基本目標と定め、豊かな森林づくり、県土づくり、産地づくり、人づくり、森を育む心づくりの5つの施策の基本方向に沿って取組みを展開する。
うつくしま「水との共生プラン」の策定 平成18年7月策定 (計画期間：～21世紀半ば)	50年前のような水と人との身近で良好な関係を取り戻し、「健全な水循環」を継承するため、産学民官連携の下、環境保全はもとより、治水・利水を含めた総合的な水管理を行うための計画である。	「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」という理念に基づき、水に関する施策の基本的な考え方を水循環の観点から示し、3つの柱、8つの施策の方向に沿って施策を展開する。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の制定 平成16年6月2日公布 平成17年6月1日施行	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命・身体への保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する。	海外起源の外来生物で生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものを指定し、飼養、栽培、運搬、輸入などの取扱を規制・防除するとともに違反者に対する罰則規定を設けた。
福島県野生動植物の保護に関する条例の制定 平成16年3月26日公布 平成17年4月1日施行 (一部公布日施行)	県内の野生動植物を取り巻く課題に柔軟に対応し、機動性の高い保護施策を総合的に実施するため、希少野生動植物の個体の捕獲・採取等の制限、生息・生育地の保全に関する規制等を定める。	県、事業者、県民の責務や希少野生動植物保護基本方針の策定、特定希少野生動植物の捕獲等の禁止、生息地等保護区の指定、県公共工事における配慮、さらに実効性を担保するため罰則を設けた。
レッドデータブックふくしまの策定	産業活動や都市化の急速な進展等により、野生動植物の中には、その生息・生育環境が脅かされ、絶滅のおそれが心配されるものも見られることため、現状把握を目的とした調査を実施した。	平成10年度から調査に着手し、平成14年3月「レッドデータブックⅠ 植物・昆虫類・鳥類」、平成15年3月「レッドデータブックⅡ 淡水魚類・両生爬虫類・哺乳類」として取りまとめ、発行した。1,024種が掲載されている。
尾瀬のラムサール条約登録 平成17年11月8日登録	ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする条約であり、尾瀬が重要な湿地に係る登録簿に掲載された。	登録湿地名：「尾瀬」 指定面積：8711ヘクタール（日光国立公園尾瀬地域の特別保護地区） 湿地の特徴：高層湿原 国内の登録は33地域
尾瀬単独国立公園化の検討	日光国立公園に含まれる尾瀬地域は新たな国立公園として独立を目指しており、平成19年度中にも正式に決定される見通しとなったことから、県においても21世紀にふさわしい尾瀬国立公園の保護と賢明な利用に在り方を検討している。	我が国初の独立化国立公園の誕生という歴史的な機会を捉え、尾瀬の持続可能な利用の在り方を部局横断的に検討するとともに必要に応じて群馬県、新潟県、関係市町村などとの広域的連携を図る。

2 環境への負荷の少ない循環型社会の形成

事項	目的	内容
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）の制定 平成14年7月12日公布 平成17年1月1日本格施行	自動車メーカーを中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図り、新たなリサイクル制度を構築する。	「拡大生産者責任」の考えに基づき、自動車メーカー、輸入業者にフロン等の引き取りやリサイクルを義務づけるとともに、販売、整備業者等にも適正な処理を義務づけた。また、所有者にリサイクルに要する費用の負担を求めている。
※ 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の制定 平成15年3月24日公布 平成16年4月1日施行	廃棄物の不法投棄等を防止し、また、小規模な産業廃棄物処理施設の適正管理等を促すため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を補う観点から、本条例を制定した。	産業廃棄物に関して法律に定めのない事項について、管理や届け出等の規定を設けるとともに、汚染土壌や使用済み廃タイヤの取り扱いについても、規定を設けている。
福島県分別収集促進計画（第4期）の策定 平成17年8月策定 （計画期間：平成18年度～22年度）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、市町村が策定する分別収集計画の取りまとめと、県の基本的な考え方を定める。	本県における分別収集の促進のための基本方針を定めるとともに、市町村等における分別収集の状況を公表し、また進捗状況に応じて適切な対応を促すこととしている。
※ 福島県循環型社会形成に関する条例の制定 平成17年3月25日公布・施行	循環型社会の形成に関する、基本理念、県等の責務、推進計画の策定及び施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進により、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	経済社会活動における資源循環だけでなく、自然循環の保全も含めた、本県独自の循環型社会を定義し、自然循環の保全、適正な資源循環の確保等、心の豊かさを重視した賢い生活様式・行動様式への転換の3つの理念を規定し、循環型社会の形成に関する24の基本的施策などを盛り込む。
※ 福島県循環型社会形成推進計画の策定 平成18年3月策定 （計画期間：平成18年度～22年度）	福島県循環型社会形成に関する条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。本県の目指す循環型社会を、平成30年度頃に見据えつつ、平成22年度を目標年次とする計画。	本県が目指す3つの理念に基づく循環型社会の実現に向けて、それぞれに具体的な施策を定めるとともに、計画の推進のための県民、事業者、行政など各主体の役割と連携についても具体的に盛り込む。さらにもったいない50の実践も掲げている。
もったいない運動の支援	ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが提唱した「もったいない運動」が大きな広がりを見せる中、「もったいない」が環境や人を大切にし、共生の論理に立った本県の循環型社会形成の趣旨にも合致する言葉であることから、福島県循環型社会形成推進計画においても、「もったいない」を計画のキーワードの一つとしている。	県においても『「もったいない」が生きる社会づくり事業』を重点事業として位置づけ、県民の意識啓発を図るとともに、県商工会連合会や県商工会議所連合会などとの連携を図りながら、県民主導の「もったいない運動」の輪が広がるよう支援している。
※ 福島県廃棄物処理計画の改定 平成18年3月改定 （計画期間：～平成22年度）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、県内の廃棄物の減量、その他その適正な処理に関して定めた計画。国における新たな法制度等の動向や、福島県循環型社会形成に関する条例の制定など、社会経済環境の変化に対応するため、見直しを行った。	一般廃棄物・産業廃棄物それぞれに現状と将来分析を行うとともに、基本方針のもとに目標値を設定して、その達成に向けて施策を推進することとしている。
※ 産業廃棄物税の導入 平成18年4月より導入	産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図るための施策の実施に関する財源を確保する。その税収は産業廃棄物の排出削減への技術的・経済的支援、リサイクル技術の導入支援、不法投棄防止対策の充実強化など、循環型社会の形成を図るための施策の費用に充てる。	税の仕組みとして、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする。税率は搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。産業廃棄物税基金により運用。平成18年度の税収は約3億7千万円を見込む。
福島県バイオマス総合利活用指針の策定 平成16年3月策定 （中間年次：平成22年度）	再生可能な資源で、二酸化炭素を増加させないなどの特性を有し、循環型社会の形成のために最も有望な資源であるバイオマスに関して、基本的な考えや利活用の推進方策を定めたもの。	本県におけるバイオマスの総合的利活用に向けて、超学際的視点、環境と経済の融合の視点に基づき、県民や事業など各主体の具体的な取組みや県における施策の展開、産学民官の連携による取組みの推進が示されている。

「※」は福島県環境審議会に諮問し、審議した事項。

事項	目的	内容
うつくしま新エネルギービジョンの策定 平成16年3月策定 (計画期間：平成16年度～22年度)	市町村における新エネルギービジョンの策定や、県民の新エネルギーへの理解と関心が年々高まってきたことを背景に、新エネルギーの導入を一層促進するための計画である。	本県の豊かな地域資源を活かせる新エネルギーを重点テーマとして、太陽光発電・熱利用、バイオマスエネルギー及び雪氷熱利用を中心とした多角的な導入方策の検討、産学官民の連携による実効性ある新エネルギーの導入を目指している。
福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定 平成18年3月策定 (計画期間：平成18年度～26年度)	PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法に基づき、県内のポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図るために定めたもの。	北海道室蘭市に設置予定の広域処理施設における計画的処理体制の確保や、そのための適正保管・収集運搬のための方策、関係機関の役割と連携、さらに当該事業によりPCB廃棄物処理施設が設置される北海道及び室蘭市の環境保全対策への協力についても定める。
土壌汚染対策法の制定 平成14年5月29日公布 平成15年2月15日施行	企業の工場跡地等の再開発に伴い重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきたことから、土壌汚染の状況把握に関する措置や、その汚染による健康被害の防止に関する措置を定めるなど、土壌汚染対策の実施や国民の健康の保護を目的に制定。	土壌汚染の可能性のある土地の状況調査、都道府県知事による基準に不適合地域の指定・公示や汚染の除去等の措置命令や、汚染原因者に対する求償などを定める。
アスベスト問題への対応	平成17年6月アスベスト含有製品の製造メーカーの従業員に、アスベストを原因とする健康被害の発生が公表され、全国的に社会問題化したことから、被害者に対する支援制度の確立等を図っている。	平成18年3月「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する医療費の支給措置が図られている。 県においては、関係13グループによる庁内連絡会議を設置し、①県民への情報提供や相談窓口の開設、②建設作業等に伴う飛散防止対策、③県有施設、学校施設及び民有施設等についての対策の取りまとめ、④金融支援として、中小企業制度資金や環境創造資金制度の充実等の対策を行った。
福島県全県域下水道化構想の改定 平成16年9月改定 (計画期間：～平成32年度)	生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、県全域を対象として下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等の役割分担を明確にした事業の推進を図るため、総合的な汚水処理構想として策定。浄化槽法の改正等を踏まえ、見直しを行った。	計画期間は長期的視点から平成32年度とし、汚水処理施設のシェア及び整備スケジュールを明確にして事業の進捗を図っている。
うつくしま「水との共生プラン」の策定(再掲) 平成18年7月策定 (計画期間：～21世紀半ば)	50年前のような水と人との身近で良好な関係を取り戻し、「健全な水循環」を継承するため、産学民官連携の下、環境保全はもとより、治水・利水を含めた総合的な水管理を行うための計画である。	「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」という理念に基づき、水に関する施策の基本的な考え方を水循環の観点から示し、3つの柱、8つの施策の方向に沿って施策を展開する。
「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来(みずみらい)基金の設立 平成14年7月設立	猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群流域における水環境保全活動の推進を図り、美しいまま未来世代に引き継いでいくことに寄与するため、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会を平成12年11月に設立したが、この協議会事業の一環として、湖美来クラブ会員会費、寄付、募金を財源とした基金を設立した。	基金はクラブ運営に使われるほか、猪苗代湖・裏磐梯湖沼群流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用している。年会費：個人2千円、法人1万円。

3 地球環境保全への積極的な取組み

事項	目的	内容
京都議定書の発効 平成17年2月16日発効	地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる議定書。2008年～2012年の5年間の温室効果ガスの一定数値を削減することを義務づけた。	全世界で5.2%（日本6.0%）の削減を目指す。この削減目標には法的拘束力があること、また、国際的な協調として、温室効果ガスの排出量取引の仕組み（京都メカニズム）や森林吸収源など新たな制度が導入された。 米国は2001年に離脱したが、2004年ロシアが批准したことより発効した。
福島県地球温暖化対策推進計画の改定 平成18年3月改定 （計画期間：～平成22年度）	本県における具体的な地球温暖化対策の推進を図るための計画。平成11年3月に策定した「福島県地球温暖化防止対策地域推進計画」を見直し、今後の温室効果ガスの排出状況を見通すとともに、より実効性ある対策を盛り込む。	国の京都議定書目標達成計画を踏まえ、県内から人為的に排出される温室効果ガスを抑制するための対策と、その確実な推進を図るため、排出削減目標を掲げ、達成に向けた県民、事業者、行政個々の取り組むべき対策、行動を示す。
福島県地球温暖化防止活動推進センターの指定 平成16年9月30日指定	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県内における地球温暖化防止のための活動拠点として、特定非営利活動法人超学際的研究機構を指定した。	地球温暖化防止に関する啓発活動及び広報活動を行うとともに、うつくしま地球温暖化防止活動推進員や民間団体に対する支援を行うほか、温室効果ガスの排出実態調査などを行う。

4 環境教育・学習の推進

事項	目的	内容
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）の制定 平成15年7月25日公布 平成15年10月1日施行 （一部平成16年10月1日施行）	持続可能な社会を構築するため、環境保全に関する情報提供や体験機会の提供等及び環境保全について理解を深めるための教育・学習についての必要事項を定め、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	環境保全の意欲の増進、環境教育についての基本理念や国、地方自治体及び国民等の責務を定めるとともに、地方自治体に対して基本方針の策定と公表、学校教育及び社会教育における支援等を規定する。
環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針の策定 平成17年3月策定	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）に基づき、環境保全活動につながる環境教育の重要性を踏まえ、持続的発展が可能な社会の形成に向けた取組みを推進する。	環境保全活動促進のための環境教育の推進における基本的な考え方を示すとともに、家庭、学校などにおける取組みや各主体間の連携、さらには環境教育を進めるための基盤づくりについて規定する。
福島県の環境教育の策定 平成18年1月	環境への理解を深め、環境を大切にする心情をもった児童の育成や環境に主体的にかかわり、環境保全やよりよい環境づくりのために行動する実践的な力を身につけた児童の育成を目標とする。	各学校において総合的な学習等で行っている環境学習を、「森林や川などの自然環境の学習」と「地球温暖化防止の取組み」の視点から見直し、教育活動全体で行うことができるよう、教育課程に位置づけたもの。
環境施策推進拠点機能検討委員会の設置 平成18年8月設置	21世紀の本県にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の在り方について検討する。	新たな環境問題や県民ニーズに的確に対応できる、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化について検討するため、県内外の有識者からなる検討委員会を設置した。

5 参加と連携に基づく環境ネットワーク社会の構築

事項	目的	内容
ふくしまエコオフィス実践計画の策定 平成17年4月改定 （計画期間：平成17年度～21年度）	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、県の温室効果ガス排出量の削減等に関する措置の率先実行のための計画。	省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない製品の使用など、目的区分ごとに目標値を設定して取組みを行っている。特に、本庁舎及び西庁舎はISO14001に認証を取得し、PDCAサイクルによる継続的な取組みを行っている。平成15年12月に認証を更新している。

6 共通的・基盤的な施策の推進

事項	目的	内容
福島県商業まちづくりの推進に関する条例の制定 平成17年10月8日公布 平成18年10月1日施行	中心市街地の衰退や小売り商業施設の郊外への立地など、都市機能の拡散や、大型商業施設がまちづくりに様々な影響を及ぼすことから、商業まちづくりの基本的な方針と広域の見地から調整するための必要な事項を定める。	条例に基づき、基本方針が策定され、その中で県づくりの基本的な考え方、特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する考え方が示されている。また、地域貢献活動の目安となるガイドラインも策定している。
環境施策推進拠点機能検討委員会の設置（再掲） 平成18年8月設置	21世紀の本県にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の在り方について検討する。	新たな環境問題や県民ニーズに的確に対応できる、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の諸機能を有した、21世紀にふさわしい環境施策の総合的な拠点機能の具現化について検討するため、県内外の有識者からなる検討委員会を設置した。
※ 産業廃棄物税の導入（再掲） 平成18年4月より導入	産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図るための施策の実施に関する財源を確保する。その税収は産業廃棄物の排出削減への技術的・経済的支援、リサイクル技術の導入支援、不法投棄防止対策の充実強化など、循環型社会の形成を図るための施策の費用に充てる。	税の仕組みとして、最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とし、最終処分業者を特別徴収義務者とする。税率は搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円。産業廃棄物税基金により運用。平成18年度の税収は約3億7千万円を見込む。

「※」は福島県環境審議会に諮問し、審議した事項。

全般に関連する動き

事項	目的	内容
福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の見直し 平成17年12月見直し (計画期間：平成18年度～22年度)	福島県新長期総合計画の策定（平成12年12月）後、少子高齢化の急速な進行や、過疎・中山間地域の状況の深刻化、安全・安心を脅かす新たな問題の急激な変化の対応が必要となったことから、重点施策体系の見直しを行った。	環境保全関連施策に係る見直しの概要については、別紙のとおり。

福島県新長期総合計画「うつくしま21」重点施策体系の環境保全関連施策に係る見直し概要

生活環境部総務企画グループ

(旧) 重点施策体系

(新) 重点施策体系

II 安全で安心な社会の形成

2 中とり創造社会の形成

②豊かな自然や身近な緑とのふれあい

- ◆自然公園などの優れた自然とふれあうための環境整備を行います。
- ◆質の高い都市生活を実現するため、都市の緑空間を確保します。
- ◆美しい景観の保全と創造を図ります。

3 循環型社会の形成

- ①森・川・海を 一体としてとらえた「循環の理念」の具現化
- ◆県民等の理解と協力を得ながら、源流域の保全と整備を図ります。
- ◆中山間地域が有する公益的機能の維持・向上を図ります。
- ◆本県の水環境のシンボルである猪苗代湖や裏磐梯の環境保全を進めます。

②環境への負荷の少ないライフスタイルの実現

- ◆ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクル化を促進します。
- ◆太陽光発電など新エネルギーの普及促進を図るとともに、率先的に県有施設に導入していきます。

③産業活動と環境の調和

- ◆ダイオキシンなど有害化学物質の発生量の削減に向け、適切な対策に努めます。
- ◆産業廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の再生利用を促進します。
- ◆循環資源の有効な活用を推進します。
- ◆環境保全に向けた企業活動を促進します。
- ◆持続性の高い農林業生産方式の導入を促進します。

2 防災・防犯対策等が充実した地域社会づくり

- ⑤原子力発電所に対する安全確保対策の充実を図ります。

III 循環型社会の形成

1 豊かな自然環境の未来世代への継承

- ①治水、利水及び環境保全を含めた総合的な水管理計画を策定し、健全な水循環の確保を図ります。
- ②本県の水環境のシンボルである猪苗代湖・裏磐梯湖沼群の環境保全を図ります。
- ③森林環境税を活用し、県民参画の森林づくりを推進します。
- ④希少野生動植物の保護など、生物多様性の保全に努めます。

2 環境にやさしいライフスタイルの実現

- ①家庭や学校、地域、職場における環境教育や環境学習を推進します。
- ②二酸化炭素の排出削減に向け、省エネルギーの取組みを促進するとともに、太陽光、バイオマス、雪氷冷熱など新エネルギーの普及促進を図ります。
- ③ごみの減量化を図るとともに、資源のリサイクル化を促進します。

3 豊かな自然や美しい景観の利活用と環境に配慮した事業の展開

- ①豊かな自然環境や美しい景観を生かした地づくりを進めます。
- ②木質バイオマスや森林が持つ癒しの効果など森林資源の活用を促進します。
- ③環境保全と経済の活性化とを一体化させる取組みを推進します。
- ④これまでの規制的手法に加え産業廃棄物税により、産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルを進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進します。
- ⑤リサイクル産業などの環境関連産業の振興を図ります。
- ⑥ダイオキシン類など有害化学物質の発生量の削減に向けて取り組むとともに、アスベスト問題について飛散防止対策など総合的な対策に努めます。
- ⑦環境と調和しながら持続的に発展する農林水産業の振興に努めます。
- ⑧環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを進めます。

